

県北地方における緊急対策の取り組み

福島県県北農林事務所
県北振興普及部
主査 志賀忠市

福島県県北農林事務所管内における「地域水田農業活性化緊急対策」の取り組みは、3月末現在で333名で約100haの契約状況となっており、今後の契約分も含めて約120ha以上の新たな生産調整の拡大が期待される。

県北地方の過剰作付面積（約590ha）から見ると約20%という状況であり、さらなる生産調整の拡大のため、引き続き緊急対策の活用を推進している。

1 これまでの取り組み

緊急対策の実施にあたっては、約1ヶ月（当初は2月22日まで）の間に、全農業者への説明を実施するなど、限られた時間のなかでの取り組みが行われた。

特に福島市地域水田農業協議会（以下「福島市協議会」）においては、独自のパンフレットを作成し農業者に生産調整の必要性を訴えた。市内230以上の集落毎に説明会を開催し、パンフレットと併せて、生産調整（緊急対策）の申込書を配布した。回収は全てJA職員が農業者宅を訪問して回収する方法をとり、説明会に出席していない農業者にも生産調整の必要性や緊急対策を個別に説明した。その結果、福島市協議会は緊急対策の契約者が188名で小規模な農業者や未達成農業者を多く契約に結びつけることができた。

また、福島市協議会では、緊急対策の取組面積が増加したことで、産地づくり交付金が不足するという事態（2月に農業者に説明した産地づくり交付金単価を下げるざるを得ない事態）となつたが、協議会の構成員である3者の方針作成者から負担金を徴収して、協議会独自の助成制度（産地づくり交付金の上乗せ制度）を設定し、2月に農業者に説明した交付金単価を維持することとした。

このような協議会独自の産地づくり交付金の上乗せ助成等の取り組みは管内でも福島市協議会のみだが、県内の各協議会でも是非、福島市協議会の事例を参考として、地域の実情に沿った協議会独自の取り組みを実施していただきたい。

福島市以外の協議会においても取り組みの違いはあるものの、地域の特性を生かしながら、ホールクロップサイレージや飼料米、あるいは、大豆、果樹等を重点作物として緊急対策に取り組み、農業者への説明等を実施し、契約の拡大に努めており、現在も引き続き緊急対策を推進している。

農林事務所としても農業普及部・農業普及所等が中心となって、集落営農組織や稻作生産組合等をターゲットとして、生産調整の必要性と緊急対策の説明を行い、その成果として、稻作組織全体で約20ha以上のホールクロップサイレージを生産する組織も出てきている。

また、4月現在の各協議会の緊急対策推進の方法としては、「水稻生産実施計画書（営農計画書）」の集計作業をもとに、計画書未提出者や、未達成農業者に対し、改めて戸別訪問や文書等による生産調整への協力要請と、再度緊急対策や水田経営所得安定対策の説明等を行いながら、生産調整へ誘導している。

以上の成果から、県北地方9市町村で、

JAグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

（福島市飯坂町平野字三枚長1-1 TEL 024-554-3072 F a x 024-554-6022）

http://www.fs-suishin.jp/04_doc/04_vision.html

6月末までに120ha以上の緊急対策の契約が見込まれている。

2 これからの取り組み

(1) ホールクロップサイレージの生産拡大に向けて

当管内の今年度のホールクロップ生産は、緊急対策の実施により約55ha、既存の生産調整分（作物転換等を含む）で約26haの合計81haを予定しており、昨年度までの管内生産面積11haの約8倍となる見込みである。

今年始めてホールクロップサイレージを生産する農業者が多いことから、農林事務所としてもJA等の生産団体と農業振興普及部・農業普及所が一体となって栽培指導等を積極的に行い、飼料の品質向上に努めたい。

また、飼料の供給先は、緊急対策と並行して進められた「飼料用イネの給与等に関する調査」で集約された酪農家を中心とする畜産農家へ供給する予定で、今後は供給

方法や販売価格、品質向上対策等について、管内の飼料増産運動推進協議会等を中心として、生産側と利用側の調整を図ることとしている。

(2) 田植期以降の緊急対策の推進方法について

管内の各協議会は、現在「水稻生産実施計画書（営農計画書）」の集計作業を進めしており、地道な作業ではあるが、農業者毎に見て昨年度の計画書と比較して、1アルでも生産調整面積が拡大し、緊急対策の該当になる農業者については、再度緊急対策の説明を行いながら契約に結びつける計画で作業を進めている。

また、田植え以降の緊急対策の掘り起こしとしては、既に生産調整を実施している農業者については、加工米による生産調整面積の拡大、あるいはホールクロップサイレージ等へ誘導し、緊急対策の契約に結びつけ、生産調整面積の拡大を図り、適正な需給調整へ誘導することとした。

いま、生命産業を担ってきた我々農家は岐路に立っています。

温暖化で異常気象が続くな、農産物輸出各国で輸出規制がすでに始まっています！

福島県の過剰作付面積13,376haは全国ワースト1！
この面積は、高知・島根・香川県等1県での全米作付面積に相当！
全国過剰作付面積 70,748haの約2割が福島県（集中する非難）！
福島市の過剰作付面積は416ha 飯野町7ha、川俣町は達成▲31ha

● 米が生産過剰にある一方で、他作物の自給率は減少！
● 供給熱量ベースの総合食料自給率39%（平成18年度）昭和40年度同率70%

小麦13% 大豆5% 野菜79% 馬鈴薯76%

● わが国主要農産物の輸入は上位3か国で全体の5割以上、これら特定国（アメリカ・ブラジル・EU・アルゼンチン等）に異変があれば受けける影響も甚大！
● 他国に依存する食料事情
中国では：小麦・トマト・ソ・米等41品目について輸出規制。
近将来的な食料危機の懸念

福島に係わる組織化
表による目標達成の
ための合意書写し！

わわれわれは岐路に立っています!!

過剰作付を解消して、限界まで下がった米価を維持するか！
それとも、過剰作付はやむなしとして米価が一俵7000円台になんでも仕方がないとするのか！
いま、輸入に頼らなければ一杯のラーメンも食べられない時代です。毎朝の味噌汁も飲めないのが現状なのです。唯一、米だけは自給出来ます。
でも、まもなく来る超高齢化日本社会の中で一俵7000円のコシヒカリを誰か作ってくれるでしょうか？
作る人がいなければ、一俵3000円台の米輸入が確実に始まります。
国は、世界の穀物需給が適正在庫水準を大幅に下回る中、米の過剰作付を解消して米価格の安定を図り他作物の自給率を上げなければ食料危機が生じる危険が迫っている事を予測しつつも、逼迫した赤字財政の中ではこれ以上、価格維持のために財務対策は取れないと明言しています。国も本気です。
この岐路に立った今、われわれ生命産業が崩壊し、いまある水田の原風景が破壊されるような事があつては絶対にならないと考えています。どうか稲作全農家の皆さんに、ご理解とご協力をいただきますよう切にお願いいたします。

福島市地場水稻生産推進協議会